

申立人が所有する帰還困難区域（大熊町）所在の居宅の財物損害について、その工法・構造や材料等を検討した上で、耐用年数を70年として賠償された事例。

1295-1

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 財物損害

（1）別紙物件目録1（1）記載の建物	金1億9402万0244円
（2）別紙物件目録1（2）記載の建物	金1769万3161円
（3）別紙物件目録2記載の建物	金166万4513円
2 本和解仲介に関する弁護士費用	金413万3780円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の損害項目についての和解金として、金2億1751万1698円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本一部和解に係る弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 継続協議

申立人及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人

が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年1月20日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 西川一八）

申立人が所有する帰還困難区域（大熊町）所在の居宅の財物損害について、その工法・構造や材料等を検討した上で、耐用年数を70年として賠償された事例。

1295-2

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 財物損害

（1）別紙物件目録1（1）記載の建物	金2億3542万7803円
（2）別紙物件目録1（2）記載の建物	金1769万3161円
（3）別紙物件目録2記載の建物	金166万4513円
（4）井戸（双葉郡大熊町（以下省略）所在）	金24万3000円
2 本和解仲介に関する弁護士費用	金455万0285円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の損害項目についての和解金として、金2億5957万8762円の支払義務があることを認める。

第3 既払い金及びその清算

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、平成29年1月20日付け和解契約書（一部）記載のとおり、本件の賠償金として、金2億1751万1698円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本和解に係る弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年8月14日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 西川一八）